

大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）

第30条の44第12項の規定に基づき、同条第1項に規定する住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の目的)

第2条 市長は、次に掲げる目的のために、住民基本台帳カードを利用することができる。

(1) 民間通信端末機器（民間事業者が設置し、かつ、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、公証に係る証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を使用して戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条第1項の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付の請求又は法第20条第1項の規定による戸籍の附票の写しの交付の請求を行う場合に必要となる請求者識別カード（請求者を識別するための半導体集積回路を付したカードをいう。以下同じ。）として利用すること

(2) 民間通信端末機器を使用して法第12条第1項の規定による住民票の写しの交付の請求を行う場合に必要となる請求者識別カードとして利用すること

(3) 民間通信端末機器を使用して次に掲げる証明書の交付の請求を行う場合に必要となる請求者識別カードとして利用すること

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10に規定する証明書のうち地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項第1号に定める事項（固定資産税（償却資産に係るものに限る。）に係る事項及び軽自動車税に係る事

項を除く。)に係るもの

イ 地方税法第20条の10に規定する証明書のうち地方税法施行令第6条の21第1項第4号に定める事項(償却資産に係るものを除く。)に係るもの

ウ 市民税及び府民税並びに所得に関する証明書

(4) 大阪市印鑑条例(昭和49年大阪市条例第82号)第6条の印鑑登録証として利用すること

(5) 大阪市印鑑条例第6条ただし書に規定する印鑑登録者識別カードとして利用すること

(利用の要求等)

第3条 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、前条各号に掲げる目的ごとに登録を受けることにより、市長が当該目的のために住民基本台帳カードを利用することを求めることができる。

2 前項の登録(以下「利用登録」という。)は、同項の規定により住民基本台帳カードの利用を求める者の氏名その他必要な事項を登録台帳に記録して行う。

3 市長は、住民基本台帳カードの交付を受けている者について、その者が利用登録を受けている目的以外の目的のために前条の規定による住民基本台帳カードの利用を行ってはならない。

(利用登録等)

第4条 利用登録を受けようとする者は、第2条各号に掲げる目的の別を明らかにした上で、市規則で定めるところにより、当該利用登録を受けようとする者が記録されている住民基本台帳を作成した区長(以下「住所地区長」という。)に申請しなければならない。

2 住所地区長は、前項の規定による申請を行った者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、利用登録を行うものとする。

(1) 当該住所地区長が作成した住民基本台帳に記録されている者

(2) 有効な住民基本台帳カードの交付を受けている者

- (3) 成年被後見人でない者
- (4) 15歳以上の者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める者

3 利用登録を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、利用登録の消除を求めるときは、当該消除に係る第2条各号に掲げる目的を明らかにした上で、市規則で定めるところにより、住所地区長に申請しなければならない。

4 住所地区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用登録者に係る利用登録を消除しなければならない。

- (1) 前項の規定による申請があったとき
- (2) 当該利用登録者が第2項第2号又は第3号のいずれかに該当しないこととなったとき
- (3) 当該利用登録者が本市の住民基本台帳に記録されないこととなったとき
- (4) 当該利用登録者が住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の18第2項の規定により新たな住民基本台帳カードの交付を受けたとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用登録を消除する必要がある場合として市規則で定めるとき

（成年被後見人情報の目的外利用）

第5条 住所地区長は、利用登録に係る事務を処理するに当たり、前条第1項の規定による申請をした者が成年被後見人である旨の保有個人情報（大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）第2条第3号に掲げる保有個人情報をいう。）を利用することができる。

（施行の細目）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成26年 2 月 28 日提出

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村上 龍 一

説 明

住民基本台帳カードの利用に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

住民基本台帳法（抄）

第30条の44 省 略

2 - 11 省 略

12 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳カードを、条例の定めるところにより、
条例に規定する目的のために利用することができる。